

## 米沢市地酒による乾杯を推進する条例

### (前文)

本市は、山形県を南北に流れる母なる川・最上川の源流部に位置し、その清らかな水と豊かな土壌によって米をはじめとする農産物が生産され、加工品である地酒や郷土料理が生まれ育ってきた歴史と文化がある。

この歴史と文化を普段から意識するとともに、米沢で造られた地酒による乾杯の習慣を広め、郷土料理の普及と継承により、もって地域経済の活性化を図るため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、米沢の地酒による乾杯の習慣を広めることにより、地産地消の推進を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (市の役割)

第2条 市は、米沢の地酒による乾杯を推進し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (議員の役割)

第3条 本市の議会の議員は、自らが主催する会食等の乾杯において米沢の地酒を用いるとともに、市民等に対して呼びかけるなど、米沢の地酒による乾杯の推進に努めるものとする。

### (事業者の役割)

第4条 米沢の地酒を製造し、販売し、又は提供する事業者（以下「事業者」という。）は、市及び他の事業者と相互に協力し、米沢の地酒による乾杯の推進に努めるものとする。

### (市民の協力)

第5条 市民は、米沢の地酒による乾杯の推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

### (郷土料理の普及と継承)

第6条 市、事業者及び市民は、米沢の地酒による乾杯とともに、米沢の郷土料理の普及と継承に努めるものとする。

### (個人の嗜好及び意思の尊重)

第7条 市、事業者及び市民は、この条例の実施に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するものとする。

### 附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。